判決 平成14年5月13日 神戸地方裁判所 平成13年(わ)第1172号, 同第1289号, 同第1463号 詐欺, 収賄被告事件

È

被告人を懲役3年に処する。 未決勾留日数中90日をその刑に算入する。 被告人から350万円を追徴する。

里 由

(犯罪事実)

被告人(元兵庫県M町町会議員)は,

第1 A(女性)(当時67歳)がB株式会社振出の約束手形2通にいずれもその夫Cの名前で裏書きをしていたことを奇貨として手形回収資金の名目で同女から員をだまし取ろうと決意し、D及びEと共謀の上、平成10年2月上旬ころ、兵県M郡M町Na番地所在のF方において、真実は、前記Eらが、前記約束手形2通を交付先から回収していて、もはやこれらを回収する必要はなかったのに、1500年形のないで、4に対し、これら約束手形が強り歩きって知ってるけ。この手形が独り歩きない、4に、今に金利が重なって大変なことになる。手形がどこの万円。全部で手形のに500万円、6に、あんねん。探してもらうのに50万円。全部で手形の回収資金の万円の方において、Aから、前記約束手形の回収資金の名目で、現金540万円の方において、Aから、前記約束手形の回収資金の名目で、現金540万円の方ででであるとしてより、

第2 平成11年7月21日から、兵庫県M町議会議員の職にあったものであるが同町が実施するクアハウス建設事業関連工事の追加工事及び露天風呂工事を請け負わせるための議会工作資金の名目で金員をだまし取ろうと企て、同県I市Ob番地のc所在の土木建築業者G株式会社代表取締役H(当時41歳)に対し、

区Ri丁目j番地のk所在の当時の株式会社S銀行R支店の被告人名義の普通預金口座に現金1650万円の振込入金を受け

もって人を欺いて財物を交付させ

第3 前記のとおりM町議会議員を勤めるとともに、同町議会の全員協議会構成員として、また、同年10月20日からは同町議会に設置されたクアハウス特別委員会の委員として、同町が実施するクアハウス建設事業に関して、同町の執行部 n 号見進達を行う等の職務に従事していたものであるが、大阪府U市VITEM番 n 号 X ビル o 号において「K」の名称で設計事務所を営むしから、上記クアハウスの計業者選定において同人に有利な取り計らいを受けたい旨の趣旨で供与されるもの計業者選定において同人に有利な取り計らいを受けたい旨の趣旨で供与されるものをあることを知りながら、同年10月20日、同市Yp丁目q番r号所在の目まであることを知りながら、同年10月20日、同市Yp丁目或番r号所在の同銀行の銀行の振込送金を受け、さら、上記では、記述の普通預金口座へ現金150万円の振込送金を受け、もっていずれも自己の上記職務に関し、賄賂を収受した。

(証拠の標目)

省略

(法令の適用)

当 (なりの)過(1)/

判示第1及び第2の1,2の各行為 刑法246条1項(判示第1につき,更に同法60条)

判示第3の行為 刑法197条1項前段

併 合 罪 加 重 刑法45条前段,47条本文,10条(刑及び犯情の最も重い判示第2の2の罪の刑に加重)

未決勾留日数の算入 刑法21条

追 徴 刑法197条の5後段

(量刑の理由)

他方, 判示第1の被害者に対しては, 共犯者が弁済した分を含めて全額が弁償済みであり, 被害者は寛大な処分を求めていること, 判示第2の被害者との間でも, 被告人が残金1800万円を分割弁済することを約し, 連帯保証や物上保証を提供して示談が成立し, 同被害者も寛大な処分を求めていること, 判示第3の犯行により収受した賄賂金も贈賄者に返還していること, 被告人には, 懲役前科がないことなど, 被告人のために有利な情状も認められる。

しかし、これらの情状を十分しん酌しても、前記の犯情に照らすと、実刑は免れず、前記の諸般の事情を総合考慮して、主文の刑を定めた。

平成14年5月27日

神戸地方裁判所第4刑事部

裁判官 笹野明義